

知多市認知症施策推進条例(案)の概要

1 条例の背景

急速な高齢化の進展により、令和7年には、我が国の65歳以上高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症対策が喫緊の課題となっています。

国においては、認知症施策推進大綱の中で認知症の「共生と予防」の方向性が示され、愛知県においても認知症施策推進条例が制定されるなど、認知症対策への関心は高まっており、本市においても認知症対策の効果的な実施が求められているため、この条例を制定するものです。

2 目的

認知症対策について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、関係機関及び事業者の役割を明らかにすることにより、認知症に関する施策を総合的に推進し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを実現することを目的とします。

3 定義

認知症とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで、記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。

4 基本理念

市、市民、関係機関及び事業者は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの責務及び役割を認識し、相互に連携して地域全体で支えることにより、認知症の人及びその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指すものとします。

5 市の責務

市は、基本理念に基づき、認知症に関する施策を総合的に実施するとともに、必要な推進体制の整備を図るものとします。

6 市民の役割

市民は、認知症についての理解を深め、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症に関する取組に協力するよう努めるものとします。

7 関係機関の役割

関係機関は、相互に連携し、認知症の人に適切な医療、介護等を提供するよう努めるとともに、認知症に関する取組に協力するよう努めるものとします。

8 事業者の役割

事業者は、認知症に関する理解を深め、認知症の人に配慮したサービスを提供するよう努めるとともに、認知症に関する取組に協力するよう努めるものとします。

9 計画の策定

市は、認知症に関する事項を定めた計画を策定し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

10 施行年月日

令和2年4月1日

<参考>

